平成２３年（フ）第７号
長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷445番地28
債務者　山田　生司
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第５０号
北海道白老郡白老町字竹浦616番地64
債務者　塚原　友也
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
北海道室蘭市高砂町１丁目32番20号
債務者　余川　一夫
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
北海道室蘭市中島町４丁目１番13号　メゾンフルール
債務者　渡辺　克己
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
北海道爾志郡乙部町字緑町674番地の３
債務者　土谷　順子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第１６号
北海道檜山郡江差町字中歌町38番地
債務者　吉田眞智子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第３０号
山形県鶴岡市温海字暮坪11番地１
債務者　佐藤　美貴
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第３３号
福島県会津若松市日新町２番47号　星ハイツ２号、前住所福島県会津若松市千石町９番５号
債務者　柳本　惇志
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
福島県会津若松市川原町６番25号　コーポブライトＡ103号
債務者　佐々木正人
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
千葉県松戸市常盤平陣屋前12番地の８　リッツハウス208号
債務者　南山　　茂
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６１号
千葉県流山市流山８丁目1330番地
債務者　木ノ村定夫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２８６号
千葉県松戸市松戸1817番地
債務者　曽宮　幸代
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３１１号
千葉県野田市堤台490番地　ヤマトマンション307
債務者　小森亜由美（旧姓金崎）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３１２号
千葉県我孫子市青山台４丁目３番７号　101号
債務者　村上　隆司
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２４号
千葉県松戸市小金原１丁目34番地の12　第２スターテラス105号
債務者　山村　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３３０号
千葉県柏市増尾１丁目１番12―205号
債務者　菊川　鮎美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５２号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目６番１号３
債務者　関野　虔司
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２７１号
神奈川県平塚市松風町１番39号　２階西
債務者　石川　　学
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部